

ていがくげんぜいほ そくきゆうふきん ふそくがくきゆうふ ほそくきゆうふ しきゆう  
**定額減税補足給付金(不足額給付・補足給付)を支給します**

ふそくがくきゆうふ  
**■不足額給付**

たいしやう  
**【対象】**

つぎの①②に当てはまり、2024年度住民税所得割か 2024年分所得税が課税される人

①2025年1月1日時点で三田市に住民登録があること

②所得税の実績額(2024年分)と推計所得税額(2023年分)が異なる場合。または、2024年度個人住民税修正申告などをしたことで、調整給付額が不足した場合。

《対象になる可能性がある人》

- (1)退職などにより2023年所得よりも2024年所得が減った人
- (2)子どもの出生などにより2024年中に扶養親族が増えた人
- (3)修正申告などにより2024年度分個人住民税所得割額が減った人

しきゆう ほうほう  
**【支給の方法】**

当てはまる人には、8月上旬に確認書を送ります。確認書に必要事項を書いて、返信用封筒で送ってください。

振込口座が書いてある人は手続きはいりません。振込口座の変更などの手続きが必要な場合は、連絡してください。

2025年10月31日必着。

きゆうふがく  
**【給付額】**

「所得税の実績額(2024年分)」と「当初調整給付時の推計所得税額(2023年分)」との差額

支付人均額減税補貼(实际所得税金额少于估算所得税的差额部分・人均減税額補貼合計扣除实际应付所得税和住民税的剩余部分)

■实际所得税金额少于估算所得税的差额部分

【条件】

符合以下①②项条件，且需缴纳2024年度居民税（所得比例部分）或2024年度所得税的人：

- ① 截至2025年1月1日已登记为三田市居民者
- ② 2024年度实际所得税额与2023年度预估所得税额不一致的情况，或者因2024年度个人居民税进行了修正申报等手续，而导致调整补助金额不足的情况

可能符合条件的人

- (1)因退休等原因导致2024年所得较2023年所得减少的人
- (2)因小孩出生等原因2024年中被抚养亲属人数增加的人
- (3)因修正申报等原因2024年度的个人居民税（所得比例部分）减少的人

【发放方式】

8月上旬将向符合条件的人邮寄确认书。请在确认书上填写必要事项，用回信信封寄回。

已填写个人银行账户的人不需要其他手续。如果有需要办理账户变更等手续的话，请联系我们。

2025年10月31日务必寄到。

【补助金额】

实际所得税金额（2024年份）和当初调整补助时的估算所得税金额（2023年份）的差额

## ■補足給付

### 【対象】

「不足額給付」に当てはまらない人で、次の①～③の要件に当てはまる人

①2024年分所得税と2024年度個人住民税所得割が、どちらも定額減税前の税額が0円になること(＝定額減税の対象にならないこと)

②「扶養親族」の対象にならず、扶養親族などとして定額減税の対象にならないこと

③低所得世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に当てはまらないこと

※2023年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯向け給付。また、2024年度新たな住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯向け給付。

《対象になる可能性がある人》

・青色事業専従者、事業専従者(白色)

※青色事業専従者及び事業専従者(白色)について、詳しくは、国税庁タックスアンサー(外部サイト)を確認してください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm>)

・個人住民税所得割課税世帯で、合計所得金額が480,000円よりも多い人

### 【支給の方法】

当てはまる人には、8月上旬に確認書を送ります。確認書に必要事項を書き、提出書類と一緒に返信用封筒で送り返してください。2025年10月31日必着。

### 【給付額】

10,000円～40,000円。

※2024年1月1日時点で国外に住んでいた人は30,000円。

## ■人均減税額补贴合计扣除实际应付所得税和住民税的剩余部分

### 【条件】

不符合“差额补助”，但符合以下①～③项条件的人

①2024年度所得税和2024年度个人居民税(所得比例部分)，两者的定额减税前税的税額均为0日元(即不属于定额减税对象)

②不属于“被抚养亲属”，且不作为被抚养亲属等身份享受定额减税

③不属于低收入家庭补助(※)对象户的户主和家庭成员

※低收入家庭补助包括：

- 针对2023年度居民税免税家庭、仅需缴纳居民税(均等比例部分)的家庭
- 针对2024年度新增的居民税免税家庭、仅需缴纳居民税(均等比例部分)的家庭

可能符合条件的人

- 蓝色申报事业专职人员、白色申报事业专职人员

※关于蓝色申报事业专职人员及白色申报事业专职人员的详情，请参考国税厅官网的税务问答(外部链接)。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm>)

- 属于个人居民税(所得比例部分)征税家庭，且合计所得金额超过48万日元的人

### 【发放方式】

8月上旬将向符合条件的人邮寄确认书。请在确认书上填写必要事项，和提交资料一同用回信信封寄回。2025年10月31日务必寄到。

### 【补助金额】

1万日元～4万日元

※截至2024年1月1日居住在外国的人补助3万日元。

■2024年1月2日から2025年1月1日に三田市へ転入した人  
申請がいます。給付金の対象になると思われる人で、確認書が届いていない場合は、連絡してください。

■問い合わせ

地域福祉課 臨時特別給付金担当

〒669-1595 三田市三輪2-1-1 市役所3号庁舎2階

☎0120-331-002(平日9時～17時30分) FAX:079-562-1294

■2024年1月2日至2025年1月1日期间迁入三田市的人  
需提出申请。符合补助金领取条件但未收到确认书的人，请与我们联系。

■问讯

地区福利科 临时特别给付金负责单位

〒669-1595 三田市三輪2-1-1 市政府3号楼2楼

☎0120-331-002(工作日9:00-17:30) FAX:079-562-1294